

VII 介 護 保 險 事 業

VII 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年 4 月に創設された。給付と負担の関係が明確な社会保険方式をとっており、老人福祉、老人保健、医療保険の制度を再編し、利用者の選択により介護に関する福祉サービス・医療サービスを総合的に受けられる仕組みとなっている。保険者は市町村及び特別区である。

平成 30 年度から第 7 期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を推進している。

1 被保険者数と認定者数の推移

(1) 被保険者とは

第 1 号被保険者 65 歳以上の者

第 2 号被保険者 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

(2) 要介護・要支援認定者数の推移

介護サービスを利用するためには、市に申請して要介護・要支援の認定を受ける必要があり、市では申請した被保険者の訪問調査を行うとともに、かかりつけの医師に意見書作成を依頼し、医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会（審査会 48 回開催、審査件数 5,479 件）で判定を行っている。

適正申請勧奨や認定有効期間の延長等により、認定率は減少傾向を示している。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	第 1 号被保険者 (A)	23,929	24,349	24,589	24,751	24,753
認定者数	第 1 号被保険者 (B)	4,534	4,532	4,526	4,347	4,480
	第 2 号被保険者	88	76	69	74	91
	計	4,622	4,608	4,595	4,421	4,571
	認定者比率 (B/A) (%)	18.9	18.6	18.4	17.5	18.0

(3) 要介護度別認定者数

(平成 31 年 3 月末現在)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 号被保険者	412	348	1,029	894	612	654	531
第 2 号被保険者	10	11	17	22	12	7	12
計	422	359	1,046	916	624	661	543

2 保険給付の状況

認定を受けた被保険者は、自己又は介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターに依頼して介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービスを利用したり、介護保険施設に入所して施設サービスを受けたりすることができる。居宅サービスについては、要介護度に応じて 1 か月単位の支給限度基準額が設定されている。

要支援 1・2 の人は介護予防サービス、要介護 1～5 の人は介護サービスを利用することになる。

【居宅サービスの支給限度基準額（月額）】

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
支給限度基準額	50,030	104,730	166,920	196,160	269,310	308,060	360,650

※1 利用者負担は、支給限度基準額の範囲以内で実際にかかる費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）となる。

⇒3割負担になるのは、本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人。（平成30年8月から）

*合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。平成30年8月からは、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いる。

⇒2割負担になるのは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人。（3割負担になる人を除く。）

※2 施設と地域密着型サービスのうち施設生活で提供されるものは、支給限度基準額が適用されない。

（1）受給者数の推移（延人数）

（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
居宅サービス	32,689	33,418	33,809	32,138	30,584
地域密着型サービス	5,489	5,454	6,980	7,198	7,664
施設サービス	10,348	10,367	10,325	10,412	10,406
計	48,526	49,239	51,114	49,748	48,654

（2）保険給付の状況

	給付額（円） ※[]内前年からの伸び率（%）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
居宅サービス	3,433,010,782 [1.1]	3,394,416,906 [△1.1]	3,348,083,619 [△1.4]	3,256,834,080 [△2.8]	3,143,829,967 [△3.5]
地域密着型サービス	1,125,681,033 [4.6]	1,127,576,255 [0.2]	1,224,049,351 [8.6]	1,222,054,615 [△0.2]	1,303,657,362 [6.6]
施設サービス	2,651,410,636 [2.8]	2,609,394,478 [△1.6]	2,561,408,220 [△1.8]	2,625,019,684 [2.5]	2,666,514,286 [1.0]
その他	396,797,820 [12.0]	417,508,557 [5.2]	422,506,079 [1.2]	410,895,886 [△2.7]	420,109,716 [2.2]
計	7,606,900,271 [2.7]	7,548,896,196 [△0.8]	7,556,047,269 [0.1]	7,514,804,265 [△0.6]	7,534,111,331 [0.3]

※ 地域密着型サービスとは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援していく介護サービスとして、地域の実情に合わせて市町村が指定し、原則として事業所所在市町村の住民が利用するもの。

3 地域支援事業

平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が開始され、①総合事業（要介護状態等となることの予防、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援、多様な生活支援のニーズに対して、地域の支え合い体制づくり等）、②包括的支援事業（住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう地域における関係機関とのネットワークの構築を図り活用する事業など）、③包括的支援事業社会保障充実分（住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう医療と介護の連携を推進する事業など）④任意事業（高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業など）で構成される地域支援事業を実施している。

	主な事業内容	
介護予防・日常生活支援総合事業	【一般介護予防事業（全高齢者が対象）】 介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における介護予防に資する活動の育成・支援を行う。
	【介護予防・生活支援サービス事業（要支援者等が対象）】 訪問型サービス事業、通所型サービス事業、介護予防ケアマネジメント	リスクの高い高齢者を対象に要支援・要介護状態になることを予防するための通所型・訪問型サービス等の提供、状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
包括的支援事業	【地域包括支援センターの運営】	
	総合相談支援業務	地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて状況把握を行い、緊急の対応の必要性を判断する。
	権利擁護業務	専門的、継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
	介護予防ケアマネジメント	要介護状態等の予防、軽減、悪化の遅延・防止し、自立した日常生活を支援する。
	【社会保障充実分】	
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。
	認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域での暮らしが続けられるように早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
	地域ケア会議推進事業	個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組み、地域を包括的に支援する。
任意事業	家族介護継続支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、介護相談員派遣事業、高齢者見守り支援事業	

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 一般介護予防事業

ア 米沢市介護予防教室（委託型）

市内社会福祉法人、接骨院、スポーツクラブ等 28 か所で延べ 140 回実施し、延べ 2,140 人が参加した。

イ 認知症予防教室

認知機能の低下の予防を図る教室を実施し、3 コース 36 回、延べ 665 人が参加した。

ウ 泳がない!水中足腰運動教室

プールを利用した転倒予防教室を実施し、2 コース 24 回、延べ 422 人が参加した。

エ 心も体もシャキッと教室

市内社会福祉法人、介護予防通所介護事業者等 3 事業所で教室を実施し、延べ 72 回 755 人が参加した。

オ 介護予防普及啓発事業

チャレンジデーや生涯学習フェスティバル、市県民税申告会場等にて、米沢市独自の介護予防体操（米沢はっぴい体操）の普及啓発を行った。

《いきいき 100 歳体操実施団体》

・ 30 年度新規立ち上げ数 3 か所 （合計 22 か所）

・ 実地支援（体力測定・運動指導） 55 回 （延べ 828 人）

カ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成研修、地域活動組織の育成支援等を実施した。

◆いきいき 100 歳体操立上げ支援及び継続支援として、1 団体につき 2 回までリハビリ専門職を派遣した。

◆介護予防推進員 3 期生に対する学習会を 17 回、延べ 78 人が参加、うち 1 回に専門職を派遣し、介護予防に対する理解を深めるための支援を行った。

キ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職による介護予防の取組の総合的支援を実施した。

◆いきいき 100 歳体操実施団体へのリハビリ専門職派遣 7 団体（合計 14 回）

② 介護予防・生活支援サービス事業

ア 通所型・訪問型介護予防事業

通所型、訪問型サービスともに、専門職による短期集中型サービスを提供しており、通所型はリハビリテーション専門職による指導を実施した。訪問型はタイプⅠリハ特化型（通所Cと同時利用で住宅アセスメントを実施）、タイプⅡきっかけづくり型（閉じこもり予防・認知機能低下予防・うつ予防として医療職が訪問）の提供体制を準備したが参加者はいなかった。

◆通所型サービスC介護予防事業参加者 20 人

◆訪問型サービスC事業参加者 0 人

イ 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業、予防給付が効果的かつ効率的に提供され、高齢者自身が健康増進や介護予防に向けた取組を主体的に行うよう、自立支援に資するケアマネジメントを実施した。

◆ケアプラン作成数 3,916 件

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの設置・運営

地域の高齢者の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステム構築のために必要な業務を実施した。

	名 称	運営法人
中部圏域	米沢市地域包括支援センター	米沢市
東部圏域	おいたまの郷地域包括支援センター	社会福祉法人 敬友会
西部圏域	米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会
南部圏域		
北部圏域	成島園地域包括支援センター	社会福祉法人 緑成会

ア 総合相談支援業務

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスに繋ぐ。

◆総合相談件数 8,160 件

イ 権利擁護業務

地域包括支援センターのリーフレット等を活用し、高齢者の消費者被害や虐待の防止を啓発するとともに、総合相談支援を通じて、権利を侵害される恐れのある方へは、権利擁護のための専門的支援へとつなげている。

◆権利擁護に関する相談 280 件

◆高齢者虐待に関する相談 638 件

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

◆ケアマネジャーに対する個別支援 344 件

◆支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言等 139 件

◆ケアプラン作成指導等 455 件

◆質の向上のための研修

◎介護支援専門員連絡協議会（全体会） 4 回

◎地域包括支援センター圏域毎研修会 9 回

◎ケアマネジメント向上研修会 2 回

エ 介護予防ケアマネジメント

予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行う。

◆予防給付ケアプラン作成数 1,663 件

② 在宅医療・介護連携支援事業

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を支援する機関として、米沢市立病院に在宅医療・介護連携支援センターを設置し、研修等の必要な業務を実施した。

③ 生活支援体制整備事業

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、関係者のネットワーク化や生活支援等サービスの提供体制構築に向けた推進役として、生活支援コーディネーターを配置し（高齢福祉課・米沢市社会福祉協議会）、通いの場の把握等を実施した。

④ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期対応、医療・介護の連携構築及び日常生活支援を実施した。

ア 認知症サポーター等養成事業

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症を理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター及び認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成した。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認知症サポーター養成講座 (回)	36	56	61	59	60
認知症サポーター養成人数 〔合計人数〕	704 〔2,495〕	1,130 〔3,625〕	1,369 〔4,994〕	968 〔5,962〕	875 〔6,837〕
キャラバン・メイト養成研 修会 (回)	2	2	2	2	2
キャラバン・メイト養成人 数 〔合計人数〕	13 〔63〕	23 〔86〕	22 〔108〕	18 〔126〕	13 〔139〕

イ 徘徊高齢者等支援事業

認知症で行方不明になる恐れのある高齢者の事前登録を行い、早期発見・保護時の身元確認の支援を実施した。

◆平成 30 年度登録者数 29 名（前年度 27 人）

ウ 認知症初期集中支援推進事業

認知症が疑われる人等に対し、適切な医療・介護サービスにつなげていくための複数の専門職による支援チームを設置している。

エ 認知症地域支援推進員設置事業

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携支援や、地域の実情に応じた地域支援体制の構築を行う推進員を配置している。

⑤ 地域ケア会議推進事業

高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを促進するため、リハビリ系専門職を助言者とした自立支援型地域ケア会議を実施した。

◆自立支援型地域ケア会議開催回数 18 回（前年度 12 回）

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

認定調査票・ケアプラン・住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を通じ、適切な介護サービスの確保・不適切なサービス提供の検証を実施した。

	平成 29 年度	平成 30 年度
認定調査保険者実施率（個人委託含む）	47.3%	49.7%（54.6%）
ケアプラン点検事業における面接による点検件数	5 件	30 件
住宅改修アドバイザー事業利用件数		2 件

平成 30 年度から、認定調査個人委託を開始した。

② 家族介護者交流激励支援事業

日ごろ、在宅で高齢者の介護をしている家族を、介護から一時的に開放し、相互交流を図る機会を提供する。（※平成 15 年度より開始。日帰り交流会と宿泊交流会がある。）

対象者は、要介護 3、4、5 の人又は認知症高齢者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ及びⅤ）を現に在宅で介護している人。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
宿泊交流者数(人)	53	35	32	20	14
宿泊交流先	上山・黒沢	上山	上山	上山	赤湯
日帰交流者数(人)	23	48	38	23	38
日帰交流先	小野川	小野川×2	小野川×2	小野川×2	小野川×3
総事業費(円)	777,600	745,740	635,580	343,200	370,888

③ 成年後見制度

ア 市長申立て、親族申立て助言・指導状況

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、「老人福祉法」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。また、親族申立ての際の助言、指導も行っている。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
市長申立て	5	2	4	6	4
親族申立ての助言・指導	1	1	1	0	1
合 計	6	3	5	6	5

イ 申立て費用助成・成年後見等報酬助成状況

高齢者の権利擁護及び利用促進の観点から、所得の低い人に対して制度利用の経費助成を行うもの。また、被後見人等が成年後見人等に対する報酬を経済的な理由から負担できない場合に、市が報酬に係る費用の全部（又は一部）を助成するもの。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申立て費用助成件数	5	2	4	6	4
成年後見等報酬助成件数	1	1	3	1	4
合 計	6	3	7	7	8

（※申立て費用助成件数は、③－アの表の市長申立て件数と同伴数）

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

高齢者の福祉用具・住宅改修に関する相談、助言を行うとともに申請に係る理由書の作成経費の助成を行うもので、平成 30 年度は 20 件実施した。

⑤ 介護相談員派遣事業

介護サービスの資質向上と苦情の発生を未然に防止するため、介護サービス事業者を訪問し利用者からの相談や要望等を聞く介護相談員 8 名を配置し、平成 30 年度は延べ 680 箇所の事業所への訪問を実施した。

⑥ 高齢者見守り支援事業

認知症高齢者の早期発見に努めるとともに、高齢者の孤独感を緩和し、安心して暮らせる地域づくりを目指すために、訪問員が週 1 回程度、市内に住所を有する 65 歳以上の人、または介護保険サービスを受けていない人の安否の確認や短時間の話し相手を行っている。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数(人)	144	151	157	148	133

4 低所得者対策

(1) 高額介護サービス費

世帯の居宅サービスや施設サービスに係る利用者負担額（保険対象分）の 1 か月分の合計額が次の金額を超えた場合に、申請によりその超えた分について支給する。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額 (月額)
現役並み所得者 ※同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の人がいて、収入が単身 383 万以上、2 人以上 520 万円以上の人	世帯：44,400 円
一般世帯	世帯：44,400 円＊
住民税世帯非課税	世帯：24,600 円
●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人 ●住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	個人：15,000 円
●生活保護の受給者 ●利用負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人：15,000 円 世帯：15,000 円

＊同一世帯の全ての 65 歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が 1 割の世帯には、平成 29 年 8 月から 3 年間に限り、年間上限を 446,400 円（37,200 円×12 か月）とする。

(2) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったとき、限度額を超えた分について支給する。（医療保険の窓口申請）

(3) 特定入所者介護サービス費

低所得者の人は、経済的理由で施設利用が困難とならないように、所得に応じて食費・居住費の負担限度額が定められ、一定額以上は特定入所者介護サービス費として支給される。

(4) 介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業

本市独自の低所得者支援策として、平成 14 年度より居宅介護サービス費等の利用者負担の支払いが困難な方を対象とし、当該利用者負担額の一部を助成している。

① 対象サービス（介護予防を含む。）

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与

② 対象者と助成内容

対 象 者		助成内容
介護保険料 賦課段階第 1 段階	市民税世帯子課税者で、老齢福祉年金や中国残留邦人生活支援給付金受給者（生活保護受給者を除く）	利用者負担額の 1/2
	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者	利用者負担額の 1/3
介護保険料 賦課段階第 2 段階	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の者	

*「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入額に係る所得額」を控除した額

③ 利用実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数 (件)	615	555	697	582	635
助成額 (円)	2, 195, 484	1, 644, 532	2, 149, 518	1, 980, 508	2, 173, 493

(5) 社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者に対して独自に利用者負担額の一部を軽減しており、その軽減した一部について助成を行う。

5 財政状況

介護サービスの利用増加により保険給付費の支出が増加しているが、3 年ごとに見直しを行う介護保険事業計画（保険料算定の基礎となる）に概ね沿った状況となっている。

(1) 歳 入 (単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保険料	1, 459, 487	1, 629, 475	1, 666, 910	1, 688, 910	1, 700, 949
国庫支出金	1, 986, 681	2, 017, 604	1, 957, 830	1, 981, 925	2, 068, 799
支払基金交付金	2, 217, 415	2, 120, 193	2, 128, 320	2, 131, 987	2, 065, 353
県支出金	1, 130, 340	1, 122, 386	1, 123, 681	1, 130, 116	1, 147, 016
一般会計繰入金	1, 176, 800	1, 165, 279	1, 151, 024	1, 183, 073	1, 197, 056
基金繰入金	80, 000	0	0	0	0
その他	83, 339	121, 756	152, 353	126, 581	114, 351
計	8, 134, 062	8, 176, 693	8, 180, 118	8, 242, 592	8, 293, 524

(2) 歳 出

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総務費	206,384	195,545	174,156	201,407	200,489
保険給付費	7,606,900	7,548,896	7,556,047	7,514,804	7,534,248
地域支援事業費	123,692	121,037	137,209	216,376	305,526
基金積立金	59,878	113,104	107,436	165,449	79,264
諸支出金	24,490	49,232	85,293	36,419	72,903
計	8,021,344	8,027,814	8,060,141	8,134,455	8,192,430

6 介護保険料

第 1 号被保険者の保険料は、市で賦課徴収している。負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階別の定額保険料となっており、平成 27 年度から 11 段階に変更し、負担能力に配慮した保険料負担段階を設定している。また、第 2 号被保険者の保険料は、加入している医療保険者で算定し徴収している。

(1) 第 7 期計画期間の保険料段階

段階	対 象 者		保険料率	保険料年額
第 1	世帯全員が 市民税非課税者	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、 合計所得金額（※1）＋課税年金収入額が 80 万円以下の者	基準額×0.50 ×0.45 (※2)×0.30	34,500 円 31,000 円 <u>20,700 円</u>
第 2		合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超えて 120 万円以下の者	基準額×0.75 ×0.50	51,700 円 <u>34,500 円</u>
第 3		第 1 段階、第 2 段階以外の者	基準額×0.75 ×0.70	51,700 円 <u>48,300 円</u>
第 4	市民税 非課税者	合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の者	基準額×0.90	62,100 円
第 5		第 4 段階以外の者	基準額×1.00	69,000 円
第 6	市民税 課税者	合計所得金額が 120 万円未満の者	基準額×1.20	82,800 円
第 7		合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の者	基準額×1.30	89,700 円
第 8		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者	基準額×1.50	103,500 円
第 9		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の者	基準額×1.70	117,300 円
第 10		合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者	基準額×1.85	127,600 円
第 11		合計所得金額が 600 万円以上	基準額×2.00	138,000 円

※1 合計所得金額 「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額

(「年金収入に係る所得額」の控除については第 1、2、4 段階のみにになります。)

※2 表中の下線部分 平成 31 年 10 月からの消費税引き上げが確定した場合に適用を予定している保険料率及び保険料年額です。

(2) 段階別保険料額・被保険者数の推移

段階	年間保険料額 (円)			被保険者数 (人)、[]内構成比 (%)				
	第5期 (24～26年)	第6期 (27～29年)	第7期 (30～32年)	26年	27年	28年	29年	30年
第1	31,300	31,000	31,000	415 [1.7]	3,282 [13.0]	3,204 [12.6]	3,120 [12.1]	3,082 [12.0]
第2	31,300	51,700	51,700	2,764 [11.2]	1,902 [7.5]	1,925 [7.5]	2,002 [7.8]	2,059 [8.0]
第3	43,800	51,700	51,700	1,726 [7.0]	1,987 [7.9]	2,020 [7.9]	2,136 [8.3]	2,189 [8.5]
第4	47,000	62,100	62,100	1,890 [7.6]	4,377 [17.4]	4,169 [16.3]	3,964 [15.4]	3,704 [14.4]
第5	56,400	69,000	69,000	4,452 [18.0]	5,241 [20.8]	5,352 [21.0]	5,480 [21.3]	5,552 [21.6]
第6	62,700	82,800	82,800	5,043 [20.4]	4,146 [16.5]	4,337 [17.0]	4,369 [17.0]	4,508 [17.5]
第7	75,200	89,700	89,700	4,273 [17.3]	2,372 [9.4]	2,393 [9.4]	2,483 [12.1]	2,689 [10.4]
第8	81,500	103,500	103,500	2,100 [8.5]	994 [3.9]	1,111 [4.4]	1,140 [4.4]	1,004 [3.9]
第9	100,300	117,300	117,300	1,513 [6.1]	369 [1.5]	381 [1.5]	380 [1.5]	338 [1.3]
第10	119,100	127,600	127,600	547 [2.2]	238 [0.9]	271 [1.1]	272 [1.1]	283 [1.1]
第11	—	138,000	138,000	—	295 [1.2]	323 [1.3]	345 [1.3]	349 [1.4]

(3) 介護保険料決算状況

(単位：円、%)

区 分	平成26年度			平成27年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,472,654,200	1,451,993,891	98.60	1,636,377,800	1,616,882,790	98.81
(1) 特別徴収	1,331,562,000	1,331,562,000	100.00	1,490,632,600	1,490,632,600	100.00
(2) 普通徴収	141,092,200	120,431,891	85.36	145,745,200	126,250,190	86.62
2 滞納繰越分	48,874,570	6,724,500	13.76	54,112,219	11,594,688	21.43
合 計	1,521,528,770	1,458,718,391	95.87	1,690,490,019	1,628,477,478	96.33

区 分	平成 28 年度			平成 29 年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1, 673, 164, 700	1, 655, 485, 206	98. 94	1, 694, 844, 800	1, 678, 878, 838	99. 05
(1) 特別徴収	1, 537, 788, 300	1, 537, 788, 300	100. 00	1, 556, 713, 800	1, 556, 713, 800	100. 00
(2) 普通徴収	135, 376, 400	117, 696, 906	86. 94	138, 131, 000	122, 165, 038	88. 44
2 滞納繰越分	45, 732, 821	10, 742, 081	23. 49	39, 078, 565	8, 761, 967	22. 42
合 計	1, 718, 897, 521	1, 666, 227, 287	96. 93	1, 733, 923, 365	1, 687, 640, 805	97. 33

区 分	平成 30 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1, 706, 680, 500	1, 694, 466, 428	99. 28
(1) 特別徴収	1, 581, 086, 300	1, 582, 004, 900	100. 06
(2) 普通徴収	125, 195, 300	112, 461, 528	89. 83
2 滞納繰越分	31, 150, 203	6, 482, 742	20. 81
合 計	1, 737, 431, 803	1, 700, 949, 170	97. 90

(注) 収入済額には還付未済額を含まない。